

令和3年5月26日

令和3年5月

茨木市農業委員会定例会議事録

茨木市農業委員会

## 茨木市農業委員会定例会議事録

1 開催日時 令和3年5月26日(水) 午後1時30分～2時

2 開催場所 茨木市役所 南館8階特別会議室

3 出席委員(13人)

会長	3番	小濱	邦臣		
副会長	8番	中村	正治		
委員	1番	森	善隆	2番	南野 悟
	4番	吉田	好	5番	大川 智恵子
	6番	矢頭	周	7番	西ノ坊 嘉治
	9番	中西	壽男	11番	宮本 正裕
	12番	吉田	公俊	13番	久保 睦子
	14番	中野	稔		

4 欠席委員(1人)

委員 10番 大西 清一

5 農業委員会事務局職員(3人)

事務局長	梶 日出男	事務局長代理	松下 伸弘
職員	浅羽 瞬		

6 議事録署名委員

11番 宮本 正裕                      12番 吉田 公俊

7 議事日程

- (1) 一般事務に関する報告
- (2) 議事録署名委員の指名
- (3) 付議案件

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知

報告第2号 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による適格者証明

報告第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明

\*茨木市農業委員会会議規則第6条第1項の規定に基づき、会長が総会の議長

となる。

## 8 会議の概要

議 長

それでは、ただ今から、令和3年5月定例会を開会いたします。  
現在の出席委員は、13名でありますので、会議は成立いたしております。

議 長

それでは、議事日程に従い、順次進めてまいります。  
始めに、一般事務に関する報告でございますが、お手元の資料のとおりでございますので、後程、お目通しをいただきたいと存じます。

議 長

次に、議事録署名委員の指名を行います。  
慣例によりまして、私からご指名申し上げましてもご異議ございませんか。

(異議なし)の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、議席番号11番、宮本 正裕委員、並びに、議席番号12番、吉田 公俊委員をご指名申し上げます。

議 長

次に、議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請、1件を議題といたします。

本件につきましては、中村副会長、地区担当委員、推進委員により、現地調査を実施いたしておりますので、調査結果につきまして報告を求めます。

久保委員。

久保委員

それでは、5月10日に現地調査を行いました結果について、報告いたします。  
申請地は、XXXXXXXXXX、田、87㎡でございます。

位置については、議案第1号参考資料でご確認ください。

申請地は、府道余野茨木線、府道忍頂寺福井線及び市道東福井3丁目安威3丁目線が交わる東福井3丁目の交差点の付近に位置しております。

周囲の状況は、北側及び南側、西側は道路、東側が宅地でございます。

転用の目的は住宅敷地の一部で、汚水は公共下水道管へ、雨水は雨水管へ排水する計画であります。

地元協議も整っており、転用することについて問題はないものと思われます。  
以上、簡単でございますが、現地調査の報告とさせていただきます。

議 長

ありがとうございました。

それでは、申請内容について、事務局の説明を求めます。

事務局長代理、松下君。

事務局

それでは、事務局から説明させていただきます。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請、1件、1筆、87㎡についてでございます。

本件につきましては、市街化調整区域内の農地を農地以外のものに転用するため申請があったものです。

転用の目的は住宅敷地の一部、権利の種類は使用貸借権となっております。

転用の理由ですが、譲受人は現在の住居が手狭であることから、親が所有する農地を転用し、住宅を建築するものです。

事業計画は、木造2階建て居宅1棟、建築面積は61㎡、敷地全体の面積は隣接する宅地を含め159㎡となっております。

農地の区分は、市街化の傾向の著しい区域に近接する農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であることから、第2種農地と判断します。

土地の選定理由ですが、必要面積や土地の形状、接道条件等を考慮し、農地以外の土地を含め複数の候補地を探しましたが、それぞれ候補とした他の土地では、必要面積や土地の形状等から住宅敷地として適当な土地が見つからなかったため、転用に伴い他の周辺農地に影響を及ぼすおそれが少ない当該申請地を選定したものです。

以上、農地法第5条第2項及び政省令の許可基準に適合しているものと思われ  
ます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

議 長

西ノ坊委員。

西ノ坊委員

配布されているこちらの参考地図は情報が古いのではないのでしょうか。

事務局

議案第1号参考資料の位置図について補足させていただくと、本来なら山麓線と府道交差点のところ、東福井3丁目交差点で付け替えされたので形状が変わっています。本来の形状としては、今回の対象地のすぐ隣接の北側に府道余野茨木線が通っております。

西ノ坊委員

気になったのは地図が古かったというのと、黒塗りした上にも道路が通っていて、2003番1というのは囲っているところだけなんですよね。以前は宅地があって、そこが道路になって撤去になったので気になったもので。

事務局

今回の対象地は、黒い網掛けで塗りつぶしている箇所になります。

周囲の状況を補足しますと、申請地の東側は南北に府道忍頂寺福井線、北側は東西に府道余野茨木線が通っており、もう1本の旧の府道については道路形態が残ったままになっております。

申請地は、道路に囲まれた区域になっております。

西ノ坊委員

結局残ったところだけってことですね。

事務局

その通りです。

議 長

位置関係でいうと、北側は一部転用農地、南側は宅地があったところという理解でよいですか。

西ノ坊委員

現状、道路が上にきて転用になっているはずなので、疑問に感じたものです。

事務局

北側が道路、東側は宅地で建物があったところですよ。

西ノ坊委員

もともと農地ではなく、宅地ではなかったのでしょうか。

事務局

今回の対象地については、農地性が不明瞭な部分があったので、原状回復の指導を行った上で申請してもらっています。

西ノ坊委員

上に家があった気がしたので気になったのですが、対応されているのなら結構です。

議 長

一体利用されていて分からなかったところがありますが、今回の申請の中で土地の状態を確認したら一部農地が残っていたと発覚しました。原状回復の指導を行い、一度更地に戻した上で、農地に復元していただいた経緯があるということですのでよろしくお願いします。

議 長

他にご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

(「なし」の声あり。)

議 長

ご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましてもご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

なお、本件につきましては、農地法第5条第3項の規定に基づき大阪府農業会議に意見聴取いたしており、許可されることは止むを得ないとの意見を受けております。

お諮りいたします。

農地法第5条の規定による許可申請、1件につきましては、適当と認め許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

議 長

次に、議案第2号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地

利用集積計画、利用権設定、2件を議題といたします。

議事の進行上、まず1項目について審議いたします。

なお、矢頭委員につきましては、農業委員会等に関する法律第31条、委員は自己又は同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項について、その議事に参与することができないと規定されており、議事参与の制限に該当いたしますので、審議の間、暫時退室をお願いします。

(矢頭委員、退室。)

議 長

それでは、申請内容につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局、浅羽君。

事務局

それではご説明させていただきます。

議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定、2件、4筆、6,732㎡について、茨木市長から農業委員会会長あて、利用集積計画を定めるに当たり、審査依頼があったものでございます。

まず、1項目について説明いたします。

権利関係は使用貸借権で、5年の再設定となっております。

借り手は、農地を効率的に利用し、必要な農作業に常時従事すると見込まれることから、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

(「なし」の声あり。)

議 長

ご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定、1件につきましては、適当と認め承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

(矢頭委員、自席に戻る。)

議 長

次に、2項目から4項目について、審議いたします。

それでは、申請内容について、事務局の説明を求めます。

事務局、浅羽君。

事務局

それでは、2項目から4項目について説明いたします。

権利関係は解除条件付きの使用貸借権、3年の再設定となっております。

借り手は他の農家の元で農業経験を積み、一定の農業技術を習得し、平成30年に解除条件付きで使用貸借権を設定しておりますが、その貸借期間が本年5月末で終了することから再度、同条件で権利設定するものであります。

借り手は、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれることから、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

議 長

矢頭委員。

矢頭委員

僕の認識が間違っているだけかもしれないですけど、借受けされる人は耕作面積0㎡となっているが、10アール以上という条件があったのではないでしょう



か。

#### 事務局

議案の補足になりますが、借り手の耕作面積が0㎡となっていますが、実はこの方は3年前にも、今回と同じ解除条件付きで申請され、現在同じ場所で農業をされています。

ただし、利用権設定の申請上、農用地利用集積計画書を市長あてに提出するのですが、これから利用権設定をしようとする農地については、耕作面積に含めることができない決まりになっております。

借り手は今回の3筆しか正式に借りている農地がないので、そういった理由で議案書上は耕作面積0㎡という表記になっています。

また、10アールというのはおそらく下限面積のことかと思いますが、現状は利用権設定の手続上、下限面積の制限はございませんので、今回のように解除条件付きという設定にすれば、農業経験がない方であっても正式に農地の貸借が行えるという制度になっています。

#### 矢頭委員

従来から下限面積の適用なしで運用しているのでしょうか。

#### 事務局

そうですね。農地法上は下限面積の規定がありますが、農業経営基盤強化促進法上は、現在廃止されております。

#### 矢頭委員

廃止されたということは、以前はあったということでしょうか。

#### 事務局

以前は設定していた時期がございます。

#### 議 長

他にご意見等はございませんか。

(「なし」の声あり。)

#### 議 長

ご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定、1件につきましては、適当と認め承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

議 長

次に、報告案件に移ります。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知、1件。

以下、報告第3号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明、1件でございますが、いずれも事務処理要領に基づき処理いたしましたものでございます。よろしくご了承賜りますようお願いいたします。

議 長

以上、本日の案件は全て議了いたしました。

ここで、今後の行事予定を申し上げます。

来月の定例会でございますが、6月23日、水曜日、午後1時30分から、特別会議室で開催いたします。

議 長

それでは、これをもちまして、令和3年5月定例会を閉会といたします。

慎重な審議を賜り、誠にありがとうございました。

上記会議の顛末を記録し、茨木市農業委員会会議規則第15条第2項の規定によ

り、ここに署名する。

令和3年5月26日

茨木市農業委員会

議長

(署名済み)

---

署名委員

(署名済み)

---

署名委員

(署名済み)

---

